

令和 5 年 6 月 3 0 日
秦野市総務部市民税課

報道機関 各位

市民税・県民税の課税データの入力誤りについて

市民税・県民税の算定に当たり、課税すべきでない方に誤って課税していたことが判明しました。

1 事案の概要

- (1) 判明した日 令和 5 年 6 月 1 5 日 (木)
- (2) 事実確認

市民から「前年より国民健康保険税が高い」との問合せがあり、算定の基礎となる市民税・県民税の所得情報を確認したところ、本来、所得がない家族に所得入力が行われていることを確認しました。

2 原因等

令和 5 年度市民税・県民税の課税処理に当たり、課税資料をシステムに入力する際、別人の所得情報を入力したことによるものです。

3 影響

対象世帯数 1 世帯

4 事案への対応

- (1) 問合せがあった方への対応
お詫びをするとともに原因と今後の対応について説明のうえ、内容を修正した変更決定通知書をお渡ししました。
- (2) 再発防止への取組
処理時のチェックリストを改めて見直すとともに、システムでチェック可能な仕組みを検討します。

5 内田副市長のコメント

こうした事態が再び生じないよう、システムの運用方法、事務マニュアルの見直しなど適正な事務処理について、徹底してまいります。

問合せ 市民税課長 片野 新治
電話 0 4 6 3 - 8 2 - 5 1 3 0 (直通)